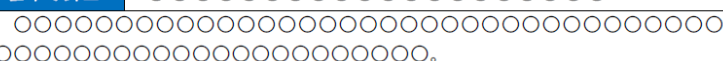


■ 柱

柱



基本方針■



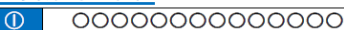
■ 現状と課題

- 現 状
○○を○○し○○を組みんでいます。
- 課 題
○○○を○○し○○が必要です。

■ 主な指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
〇〇が〇〇した〇〇の割合	〇〇%	〇〇%
〇〇参加児童数	〇〇人	〇〇人
〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

■ 具体的な取組



- ○○○○○○○○○○○を図ります。
- ○○○○○○を進めます。
- ○○○



- ○○○○○○○○○○○を図ります。
- ○○○○○○を進めます。
- ○○○

基本方針Ⅰ

令和の時代に求められる資質・能力の育成

急激に変化する時代の中で求められる資質・能力が身に付くように、「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた取組を進めるとともに、持続可能な社会の創り手として、積極的に社会に関わろうとする意識や態度を育みます。

■ 現状と課題

● 現 状

協同的探究学習*の理念に基づいた授業づくりを通じて授業改善に取り組み、「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた質の高い授業づくりや、学校が安心できる居場所となる授業づくりを進めています。

また、「加古川 CAN-DO プラン*」に基づいて、ALT*やオンライン英会話を活用し、英語に触れる機会を増やし、臆せず英語でコミュニケーションを図ろうとする態度や授業等において積極的に外国人と関わる態度を育成するとともに、異なる文化や生活習慣に対する理解を深め、互いを尊重し認め合う共生の心を育てています。

● 課 題

全国的な傾向と同様に、自分の考えを表現したり説明したりすることに課題が見られるため、「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた継続した取組の推進により、授業のさらなる質の向上をめざす必要があります。

また、SNS*の普及により短い文や文字に慣れるこどもが増える一方、長い文章に触れる機会が減少している傾向があります。その影響もあり、筆者の伝えたい内容を正確に読み取る力に課題が見られます。

外国語の分野では、GTECの結果より、4 技能の中で「話すこと」に成果が見られるものの、「読むこと」や「書くこと」に課題が見られます。自ら積極的に外国人と関わる態度は着実に育まれていますが、自国や相手の国の文化や習慣について理解し、互いを尊重して認め合うことについては、学びを深める必要があります。

さらに、複雑化・多様化する社会をより豊かに生きるためには、持続可能な社会を創る一人の主権者として、こどもたち一人一人が様々な課題について自分事として考え、自分の意思をもち、学級や学校、地域はもとより日本や世界等、様々な社会に主体的に参画しようとする態度を養う必要があります。

■ 主な指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
①話し合いで自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができたと回答した児童生徒の割合	86.6%(R6)	90%
②全国学力学習状況調査*の「国語」における「読むこと」の正答率の全国平均比	小学校:−2.9(R6) 中学校: +0.2(R6)	全国平均以上
③CEFR A1 レベル*相当以上を取得しているあるいはA1 レベル以上の英語力を有すると思われる中学校3年生及び義務教育学校*9年生の割合	52.9%	60%
④地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	85.2%(R6)	90%

■ 具体的な取組

①	「個別最適な学び*」と「協働的な学び*」の一体的な充実による「主体的・対話的で深い学び*」の実現
● これまでの協同的探究学習*の取組を生かし、さらなる授業改善と研究に取り組み、「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた質の高い授業づくりを行います。 ● 兵庫型学習システム*を活用した少人数指導や専科教員による指導により、学習意欲と学力の向上につなげます。 ● 科学技術の土台となる理科、算数・数学に興味関心を持つことものの裾野を広げるため、発達段階に応じた理数教育の充実を図るとともに、論理的に思考する力の育成に努めます。	
②	学びの基盤となる読解力*の育成
● 全ての授業において、文や資料から必要な情報を選び出し、言葉を正しく理解したりより深く考えたりする活動を通して、読解力*の育成を図ります。 ● 読書を通じて、様々な言葉に触れることで、読解の素地となる語彙を増やすとともに、様々な表現に触れる機会を確保できるよう、発達段階に応じた読書活動の充実を図ります。	

③

グローバル化に対応した英語力の育成

- ALT*を活用した効果的な取組を推進し、様々な場面で生きた英語に触れる機会を設けるとともに、英語で話したり、表現したりする機会を、オンライン英会話等 ICT*を活用して増やすことで、聞くこと、読むこと、話すこと（やり取り・発表）、書くことの4技能5領域をバランスよく育てます。
- 世界で活躍する人材の育成に向け、「加古川 CAN-DO プラン*」に基づいて、臆することなく英語でコミュニケーションを図ろうとする態度とともに、「使える英語力」の育成を目指します。
- パフォーマンステスト*や外部検定試験の結果を基にした授業改善を行います。

④

持続可能な社会の創り手としての主権者意識の醸成

- 教科等の学習の中で、社会のしくみを知り、社会の一員としての自覚を持つとともに、社会に参画しようとする態度の育成を図ります。
- 話し合いを通して、互いの意見の良さを認めながら解決方法等について合意形成したり、今すべきことを児童生徒一人一人が意思決定したりして、集団や社会における人間関係をよりよく築いていこうとする態度の育成を図ります。
- 児童会・生徒会・学園会代表者ミーティングや学校運営協議会*等において、児童生徒が自らの意見を表明する機会を通して、よりよい学校生活の形成に参画する意識の醸成を図ります。

基本方針 2

教育 DX*の推進

教育現場において「人・台端末等の ICT*」を効果的に活用し、「個別最適な学び*」と「協働的な学び*」の一体的な充実を図るとともに、学習状況や生徒指導上のデータを把握・活用し、児童生徒一人一人に応じた支援や指導に繋がります。

■ 現状と課題

● 現 状

市内小・中・義務教育学校*38 校の普通教室及び特別支援学校に光回線及びアクセスポイントの整備が完了し、学習環境が充実しました。このことにより、ICT*を効果的に活用しながら学習活動を行うことができます。

また、スマートフォンが急速に普及したことで SNS*上での問題行動が増加傾向にあることから、児童生徒に対する情報モラル教室を開催し啓発を行っています。

さらに、個人情報の取扱いや、著作権等の知的財産の保護、情報発信に伴う責任やマナー、トラブルの回避方法及び生活習慣等について、児童生徒自らが判断し考える情報モラル教育の充実を図っています。

● 課 題

「個別最適な学び*」と「協働的な学び*」を一体的に充実した学びを実現させ、児童生徒の主体的な学びに繋がる授業改善を行う必要があります。

また、小学校及び義務教育学校*低学年から携帯電話やスマートフォン、ゲーム機を通じてインターネットに触れる機会が増加しており、インターネットを介した関わりの中でトラブルとなるケースが増えています。そのため、児童生徒及び保護者に対する情報モラルのさらなる啓発に合わせて、今後多様化が予想される問題行動への抑止が必要です。

■ 主な指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
①「学習場面での ICT*活用について」の調査で「個別学習」及び「協働学習」ができると回答した教職員の割合	「個別学習」77% 「協働学習」50%	「個別学習」95% 「協働学習」80%
②学級の児童生徒は、Chromebook で自分の考えを図や文章で表現できると回答した学級担任の割合	81%	95%
③1人1台端末の活用率	57%	80%

■ 具体的な取組

①	ICT*を活用した学びの推進
● ICT*を活用して、個別の学びの中で児童生徒が自ら必要に応じて他者と協働しながら学びを進め、考えを深めることも主体の学習の実現を目指します。 ● 「個別最適な学び*」を実現するために、「指導の個別化*」と「学習の個性化*」を意識した授業づくりを研究します。	
②	学びの基盤となる情報活用能力や情報モラルの育成
● 児童生徒がデータを収集・分析し、情報を抽出して新たな価値を創造することができるように、1人1台端末を活用しながら教科横断的に学ぶことで情報活用能力を育成します。 ● 児童生徒の Chromebook 操作スキルの向上を図ります。 ● インターネット上の有害情報、インターネットの危険性や、インターネット上の誹謗・中傷等によるいじめを防ぐ等、児童生徒に対し、正しいインターネットの利用に関する教育を推進します。 ● インターネット上の危険から児童生徒を守るため、フィルタリングやペアレンタルコントロール*の利用を促進するとともに、ネットトラブルやネット依存症への対応について保護者への啓発活動を推進します。 ● 専門機関・学校と連携したネットパトロール*を実施し、児童生徒のネットいじめをはじめインターネット上のトラブルや SOS を早期発見し、早期対応に努めます。	
③	学習状況や生徒指導上のデータ等の活用
● 1人1台端末の活用状況を把握し、「個別最適な学び*」と「協働的な学び*」の一体的な充実に繋がる教育活動ができるよう、サポート体制の充実に努めます。 ● 統合型校務支援システム*や採点支援システム*等に蓄積されているデータを分析することで、児童生徒一人一人に応じた支援や指導に繋がります。 ● 生徒指導に係る指導及び相談内容をデータベース化し一元管理することで、関係機関との円滑な連携を推進します。 ● 学校生活に関するアンケート(アセス)*や、心身の状態変化などの児童生徒に関する情報を集約し、多角的な視点による生徒指導を実施します。	

基本方針 3

健やかな体の育成

未来を築くこどもの豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育むことを目指し、体力や運動能力を高めるとともに、食育や健康教育等を通して、自律的・主体的に自己の健康を保持増進する意識を醸成する取組を進めます。

■ 現状と課題

● 現 状

基本的な生活習慣の確立を図るため、「かがわウェルネス手帳*」を活用し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動*の推進をはじめとする指導の充実を図るとともに、家庭・地域とも連携を図りながら、こどもの体力・運動能力の向上に取り組んでいます。

学校や地域の医療機関、医師会が連携し、学校支援専門医チームを活用するなど、専門家等の派遣により、児童生徒の心身の健康づくりを推進しています。

また、薬物の危険性の周知を図るため、薬物乱用防止チラシの配布や薬物乱用防止教室を実施しています。

学校給食では、日岡山学校給食センター及び神野台学校給食センターを整備し、市内全ての中学校で給食を提供しています。

● 課 題

全国体力・運動能力、運動習慣等調査*結果の分析を進め、日常生活における活用と「かがわウェルネス手帳*」と連携した取組を充足する必要があります。

地域の食材を活用して郷土への興味を高める取組や教育全体を通して食育活動を推進することが必要です。

また、情報モラル教室と合わせて薬物乱用防止の啓発を推進することが求められています。

学校給食では、国の学校給食衛生管理基準に沿った衛生管理の徹底及び学校給食摂取基準に基づいた献立の充実に引き続き取り組むことが重要です。

■ 主な指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
①全国体力・運動能力、運動習慣等調査*における体力合計点の全国比	小学校 48.0(男) 小学校 46.9(女) 中学校 46.9(男) 中学校 48.3(女)	全てのカテゴリーで 50.0 以上
②生活習慣が確立しているこどもの割合	毎日朝食を食べる 91.9%(R6) 毎日同じくらいの時刻に寝ている 81.9%(R6)	毎日朝食を食べる 95% 毎日同じくらいの時刻に寝ている 85%
③施設及び設備の衛生管理において提出された食品衛生監視票の平均値	98.4 点	100 点

■ 具体的な取組

①	体力・運動能力、運動習慣等調査を活用した運動習慣の定着と体力向上
● 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査*」結果から、こどもの体力・運動能力等の状況を把握するとともに体力と運動習慣等の関係を分析・検証し、授業改善に生かします。 ● 「かこがわウェルネス手帳*」を活用した指導の充実を図るとともに、家庭・地域とも連携を図りながら、こどもの体力・運動能力の向上に取り組みます。	
②	健康教育・食育の推進
● 基本的な生活習慣の確立を図るため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動*を推進します。 ● 栄養教諭・食育担当教員等を中心として、年間計画に沿った食育の充実に努めるとともに、家庭や地域と連携した食育を推進します。 ● ケガや病気、感染症等に対する正しい理解を育む教育を推進します。 ● 薬物に対する危険性・有害性や法律に関する正しい知識の習得を図ります。 ● インターネットやゲームへの依存の危険性等についての正しい知識の習得を図ります。	
③	安全・安心な学校給食の提供
● 安全・安心な給食提供を行うため、給食調理施設及び設備の衛生管理に努めます。 ● 学校給食の魅力や安全・安心の取組についての情報発信に努めます。 ● 地域の自然や食文化への理解を深めるため、地場産物を使用し、地産地消を推進します。	

基本方針 4

遊びから学びにつなぐ就学前教育の充実

人格形成にとって重要な幼児期に心身ともに調和のとれた成長を遂げることができるよう、遊びや生活の中での多様な体験活動を充実させるとともに、就学前教育の学びが小学校及び義務教育学校*での生活に円滑につながるよう、幼児期にふさわしい保育と小学校及び義務教育学校*への連携・接続を推進します。

■ 現状と課題

● 現 状

主体性を育む教育の中で、幼児期の遊び込む姿が、児童期の学び込む姿へと繋がることを、ドキュメンテーション*を通じて、保護者や地域に向けてホームページなどで配信しています。

● 課 題

「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿*」は保護者には浸透しつつあるが、市内全体の就学前教育・保育施設と小学校及び義務教育学校*教諭や地域の人に浸透していない部分もあるため、配信方法の工夫が必要です。

■ 主な指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
①「研修で学んだことを生かして保育の工夫・改善を行うことができた」と回答した幼児教育士	-	100%
②幼児の「やってみたい」と思うことが実現できる環境を整えたと回答した幼児教育士	-	100%
③就学前の各園と小学校及び義務教育学校*における連携・接続した取組数	47 回	60回

■ 具体的な取組

①	「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿*」を踏まえた保育の充実
● 幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼児期において身に付けさせたい資質・能力を育む教育・保育の充実を図ります。 ● 「幼児期の終わりまでに育って欲しい 10 の姿*」を視点にした幼小接続カリキュラム*を実践することで、幼児教育の充実を図ります。	

②	幼児期における多様な体験活動の充実
● 幼児の「やってみたい」という主体的な遊びを通して、自然とのふれあい、様々な人との関わりや地域行事への参加等、多様な体験活動の充実を図り、小学校以降の学びの芽を育みます。 ● 幼児の育ちの姿をドキュメンテーション*で表し、研修を通して就学前教育全体の質の向上を図ります。	

③	架け橋期*における連携・接続をめざした取組の充実
● 架け橋期*におけるこどもの連続した学びや育ちを支援していくため、校種間連携の一層の充実を図ります。 ● 幼児期の学びを小学校や義務教育学校*（前期課程）以降の学びへと円滑につなげていくため、幼小接続カリキュラム*の活用促進を図ります。	

基本方針 5

何歳からでも学び活躍できる生涯学習の充実

地域における生涯学習やコミュニティの拠点である図書館や公民館、少年自然の家等を活用し、主体的に学び続けることができるよう取り組むとともに、誰もが生涯を通じてスポーツや文化・芸術を身近に親しむことできる環境を整備します。

■ 現状と課題

● 現 状

公民館においては、各種講座を実施するとともに、地域の生涯学習の拠点として地域活動の支援を行っています。

少年自然の家では、年間を通して無料散策日やキャンプ等の野外イベント、木工教室等の工作イベント、星見会等の天体観測イベントなどの主催事業を実施しています。

また、学校園や社会教育団体等の宿泊体験や野外活動等の利用に加え、一般団体の利用も可能とし、利用対象者の拡大を図るとともに、チラシやSNS*などを活用し利用者へPRを実施しています。

読書活動を進めるため、学校では朝の学習時間における読書や家庭での読書について啓発を図っています。図書館では住民の自己学習や課題解決に対する支援と読書の機会を積極的に提供しています。

スポーツや文化の分野では、様々なスポーツイベントの実施に加え、職員出前講座の実施を通じて生涯スポーツや障がい者スポーツの普及を図っています。

文化財保護のための指定制度に加え、新たに市登録制度を新設し文化財の保存と活用を推進しています。また、開発に伴い破壊される埋蔵文化財については、記録保存のための調査を実施しその成果を公開しています。

● 課 題

公民館においては、利用者の固定化に伴い高齢化による利用者の減少が顕著となっています。

少年自然の家においては、学校教育関係、社会教育団体のみの利用になっているなかで、幅広い利用者やリピーターの獲得と利用形態の変更等を進める必要があります。

また、児童生徒の授業以外での読書時間が減少している傾向が見られることから、児童生徒が本を手取る機会を増やすなど、家庭での読書時間を増やすための継続した取組を行ったりする必要があります。

図書館においては、住民が必要とする資料や情報を取得するための方法及び手法に課題があり、また施設から遠い地域の市民、障がい者・高齢者等の来館困難者への情報提供の方法を拡充する取組が必要となります。

スポーツや文化の分野では、スポーツに関する知識の獲得や体験機会の充実を図ると同時に、自発的にスポーツに取り組める環境を構築することや、歴史文化を生かしたまちづくりのため、文化財保護に加え、地域の歴史文化遺産を幅広く捉えて的確に把握し、その周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用する取組を行う必要があります。

■ 主な指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
①公民館における講座等の延べ受講者数	32,514人	33,000人
②学校園と公民館で連携した取組を行ったユニット数	3ユニット	12ユニット
③読書が好きな児童生徒の割合	小学校 71.2% 中学校 65.6%	小学校 75.0% 中学校 70.0%
④スポーツ・文化・芸術に接する機会や環境に満足している市民の割合	スポーツ関係 51.5% 文化・芸術関係 45.4%	スポーツ関係 67.0% 文化・芸術関係 56.0%
⑤年間の市指定・市登録文化財の指定・登録件数	市指定文化財 1件	市指定・市登録文化財 2件

■ 具体的な取組

①	公民館や少年自然の家における講座等の充実及び利用促進
● 公民館において、多様な学習ニーズに対応した講座を実施します。 ● 生涯学習に対する関心や意欲の向上を図るため、講座の情報発信を行います。 ● より多くのこどもたちや親子が自然と触れ合えるよう、野外活動や天体観察などの自然体験プログラムの充実に努めます。学校教育関係・社会教育団体のみならず、一般利用も認める利用形態への変更等、様々な取組を進めます。	
②	公民館と学校園の連携
● 公民館で様々な世代の人々がつながりあえるよう、地域と学校の連携・協働の一層の充実に図ります。 ● 公民館が実施する講座の修了者に、ボランティアとして地域活動や学校園支援活動への参加を呼びかけるなど、学びと実践の一体化を推進します。 ● こどもが公民館で体験活動を行うなど、相互の交流を推進します。	

③	図書館の環境整備と利用促進及び読書活動の推進
	● 読書に親しむ活動を充実させ、こどもの読書に対する興味・関心を高めます。 ● 市内全ての学校図書館において、学校司書*等による支援を行い、こどもの読書活動の充実を図ります。 ● 市内全ての学校図書館に空調設備を配置します。 ● 両荘みらい学園学校図書館において、地域開放サービス*を実施します。 ● 公共図書館では、市民の自己学習や課題解決に必要な資料と情報を提供し、調査相談業務*や講演会等の行事イベントを実施することで、利用促進と生涯学習の支援を図ります。 ● 公共図書館では、計画的かつ多角的な資料収集に努め、また、社会の DX 化などの変化を注視し、電子図書館なども活用して多くの方が利用できる環境整備を図ります。 ● 公共図書館と市内の公立学校園や関係部署が連携し、「加古川市子どもの読書活動推進計画*(第4次)」に基づいた取組を実施します。 ● 公共図書館では、図書館法に基づき、学校教育及び学校図書館への援助を進めます。

④	スポーツ・文化・芸術活動の充実
	● スポーツや文化・芸術に関する様々な団体との連携によるイベントの開催を通じ、誰もがスポーツや文化・芸術に親しむ機会を創出します。 ● 誰もがスポーツや文化活動に参加できる環境づくりを進めるため、スポーツ、文化施設の計画的な維持補修に取り組みます。

⑤	文化財の保護と活用の推進
	● 保護すべき重要な文化財を市指定文化財に指定し、まちづくりや観光などに積極的に活用されることが期待される文化財を市登録文化財に登録します。 ● 指定文化財の修理や管理等を行うことで、適切な保存を図ります。 ● 文化財に対する理解を深めるとともに保護意識を育むため、文化財の公開と情報発信を行います。

基本方針 6

豊かな心の醸成

複雑化・多様化した社会において、一人一人が変化を前向きに受け止めながら、地域や社会、生活や人生等をより豊かなものとするため、研修から得た学びや人・自然とのふれあいによる感動的な体験等を通して、豊かな心の醸成を図ります。

■ 現状と課題

● 現 状

同和問題をはじめ、女性、こども、高齢者、障がいのある人、外国人、性の多様性*、インターネットによる人権侵害や感染症に対する差別など、多くの人権課題についての正しい認識を深めるための活動を続けることで、市民全体の人権意識の高揚を図ることができています。

道徳教育に関する取組としては、道徳教育推進教師*を中心に、機能的な校内組織・指導体制を整備し、「考え、議論する道徳」を実現する指導の充実を図るとともに、命の大切さについて考えさせるなど、「特別の教科 道徳」を要として道徳教育の充実を図っています。

また、研修の実施等により、教職員の「性の多様性*」に対する正しい知識を深めるとともに、授業や日常生活の中で児童生徒への啓発を図っています。

さらに、自然学校やトライやる・ウィーク等、体験学習や阪神・淡路大震災から得た教訓などから命を大切にする心や思いやりの心を養うなど、「心の教育」の充実を図っています。

ふるさと教育*の分野においては、生活科や総合的な学習の時間等を通じて、自然、歴史、文化、産業等、地域の持つ豊かで多様な教育資源を活用し、ふるさと加古川を愛する心を育み、地域の一員としての自覚を高める取組を進めています。

キャリア教育*としては、児童生徒一人一人が、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けるために、幅広く多様な体験活動の機会を設けています。また、キャリア・パスポート等を活用して小学校及び義務教育学校*から高等学校までの接続を進めています。

● 課 題

偏見や差別を許さない態度の育成を図るとともに、自己肯定感を育み、自他の命と心、人権を尊ぶ態度を育成する人権教育の充実を図る必要があります。

道徳教育においては、副読本等を積極的に活用するとともに、体験活動と結び付けた取組を実施することで、児童生徒の豊かな情操や規範意識、公共の精神等を育む必要があります。

「性の多様性*」については、当事者からカミングアウトされたときの対応や、アウティングについて教職員、児童生徒をはじめとするすべての市民が一層理解を深める必要があります。

また、自然学校やトライやる・ウィーク等の体験学習を通じて、自己認識や自尊感情を高め、人間としての在り方や生き方を考える必要があります。

地域の人々との触れ合いを通じて、郷土のよさを知り、感謝の心やふるさとを大切にしたいという思いや地域の課題や将来を考え、よりよく変えていくことへの意思を育むことや、

主体的に進路を選択し、常に自分らしさを発揮する資質・能力を一層育むために学校園連携ユニット*を活用して、学校と地域及び校種間が連携を図る必要があります。

■ 主な指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
①人権に係る事業(人権ひろば、人権フォーラム、ウインターステージ、ハートフルフェスタ)における参加者評価	91%	93%
②いじめは、どんな理由があってもいけないことだ と思うと考える児童生徒の割合	97.5%(R6)	100%
③性の多様性*に関する講演会等の参加者アンケートによる満足度	85.5%	90%
④体験活動を通して、命の営みやつながり、命の 大切さを感じるプログラムを実施した学校の割合	75%	100%
⑤地域や社会をよくするために何かしてみたいと 考えている児童生徒の割合	小学校:85.7%(R6) 中学校:78.7%(R6)	90%

■ 具体的な取組

①	人権教育等の充実
● 加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画*に基づき、市民の人権意識向上を目指して研修会や啓発活動を実施するとともに、各地域においても、人権学習会、町内懇談会を行います。 ● 「第5次加古川市男女共同参画行動計画*」に基づき、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたセミナーなど、男女共同参画社会*の実現に向けた学習機会の充実を図ります。 ● 公民館において、人権尊重の意識を高める研修や学習を実施します。 ● 同和問題をはじめ、様々な人権に関わる課題の解決を目指して進めてきた人権教育や実践活動を踏まえ、人権侵害が命に関わる問題であることを認識し、人権課題についての正しい認識を深め、自己肯定感を高めるとともにお互いの人権が尊重されるような人権文化の確立を目指します。	

②	考え、議論する道徳教育の推進
● 命の大切さについて考えを深めるとともに、いじめ問題等を自分事として捉え、人間として大切な価値観を身に付け、自ら考え、判断し、行動できる力を養うため、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実を図ります。 ● 副読本等を活用するとともに、体験活動と結び付けた取組等を実施することにより、児童生徒の豊かな情操や規範意識、公共の精神等を育みます。 ● 機能的な校内組織・指導体制を整備し、こどもたちが自ら考え、話し合い、自分なりの答えを見つけていくことを大切にした「考え、議論する道徳」を実現する指導の充実を図ります。	

③	性の多様性*に関する正しい知識の普及・啓発
● 性の多様性*に関する正しい知識について、講演会等の実施により普及啓発を進めます。 ● 性の多様性*に関する正しい知識を教職員が身に付けられるよう研修の充実を図ります。 ● 性の多様性*を児童生徒が正しく理解できる授業づくりに努めます。	

④	心ふるえる体験活動の充実
● 学習の場を教室から豊かな自然の中や地域社会へ移し、人や自然、地域社会と触れ合い、理解を深めるなど、自然学校や環境体験活動、トライやる・ウィークといった体験活動を通して、自分で考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる心を育成します。 ● 多様な人々と共生社会を築くために、障がい者福祉や高齢者福祉、また平和な社会の重要性について学び、共感力や思いやりの心を育むとともに社会参画に向けた意識の涵養を図ります。	

⑤	ふるさと教育*・キャリア教育*の充実
● 学校教育におけるあらゆる教育活動において、郷土の自然、風土、産業、歴史や偉人等について学んだり、郷土の伝統文化や芸能、地域に根ざした行事へ参加したりする活動を通して、地域の一員としての自覚を高め、郷土に誇りや愛着をもち、心豊かでたくましいこどもも育むふるさと教育*を推進します。 ● 地域の人たちとのふれあい等を通して、ふるさとのよさだけでなく、ふるさとの課題について理解を深めるとともに解決策を考えるなど、自分の住んでいる地域を知る取組を推進します。 ● こどもが自分の個性を理解して、自己肯定感を高め、主体的に進路を選択し、常に自分らしさを発揮する能力・態度を育むキャリア教育*を、「学校園連携ユニット*」を活用して、学校と地域及び校種間で円滑な接続を図りながら推進します。	

基本方針 7 多様な教育的ニーズへの対応と包摂性のある教育の推進

誰一人取り残されることなく、誰もがいきいきとした人生を享受できるよう、一人一人のこどもの特性や発達段階、日本語指導の必要性等、多様な教育的ニーズに合わせて能力や可能性を最大限に伸ばすことができるように取組を進めます。

■ 現状と課題

● 現 状

多様な教育的ニーズに対応するため、教員の専門知識やスキルの向上を図る研修を行うとともに、障がいのある児童生徒一人一人に応じた指導が図られるよう個別の教育支援計画及び指導計画を作成し活用しています。また、保護者や地域住民の特別支援教育に関する理解が深まるよう、特別支援教育講演会を実施しています。こうしたことにより、保護者や地域社会の理解と協力が進み、社会的認識の向上につながっています。

医療機関や福祉機関との連携が図られており、こどもの発達や学習に関する専門的なアドバイスを受けられる体制が構築されています。障がい児を持つ親等に対しては、障がい児(者)家庭教育学級を開催し親同士の交流、相互学習の機会づくりを進めています。

また、外国人児童生徒等を支援するため、子ども多文化共生サポーター*や外国人児童生徒等サポート員を派遣するとともに、AI 翻訳機の学校への貸し出しを行っています。

● 課 題

小・中・義務教育学校のきめ細やかな教育へのさらなる支援の充実や福祉・医療の関係機関等との連絡・調整機能の強化などの特別支援学校を中核とした各学校での支援体制の構築が課題となっています。併せて、幼児期からの連続した支援体制の構築が必要です。

近年、増加している外国にルーツがある児童生徒等については、さらなる支援体制の充実が必要です。

■ 主な指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
①特別支援教育研修会参加者アンケートによる研修満足度	-	95%
②スクールアシスタント*や補助指導員*が受けた研修内容を児童生徒の支援に活用した割合	91.7%	98%
③こども多文化共生サポーター*及び外国人児童生徒等サポート員の派遣によって、こどもへの支援が充実したと感じた学校(4件法)	3.6	3.8

■ 具体的な取組

①	特別な支援を要するこどもへの支援の充実
● 特別支援教育コーディネーター*をはじめとする全ての教職員が共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム*の理念や合理的配慮について正しく理解するとともに、障がいの特性や基本的な知識・技能及び特別支援教育に関する指導力を高めるための取組を推進します。 ● 加古川養護学校においては、複数の障害種に対応した適切な教育ができる体制の整備や児童生徒への適切な指導・支援の充実を図るほか、早期からのキャリア教育*の推進や市内の特別支援教育を支えるセンター的機能の一層の充実を図ります。 ● 医療的ケア児が多様な学びの場*で安全に教育を受けることができるよう兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン*等を活用して一層の充実を図ります。 ● 園・こども療育センターなど早期からの相談支援を行っている福祉・医療機関等との情報共有や、中学校及び義務教育学校*から高等学校等へ特別な支援が必要な生徒についての情報共有など連携を推進します。	
②	多様な教育的ニーズへの対応
● 「個別の教育支援計画*」「個別の指導計画*」を活用し、医療・保健・福祉等の関係機関との連携や、一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、自立活動を含む内容・方法を明確にした指導の一層の充実を図ります。 ● 障がいのある児童生徒一人一人の有する力を最大限に引き出すことができるよう、個別最適な学び*を充実させるとともに、ICT*を活用した新たな学習支援の方法の研究・実施や教職員のICT*活用に関する能力と指導力の向上に取り組めます。 ● 通級による指導の充実を図るとともに、児童生徒の適切な支援を行うため、スクールアシスタント*や補助指導員*の指導力向上に努めます。 ● アレルギー等のあるこどもへの支援の充実のため、家庭や関係機関との連携の推進、校園内体制の整備、研修の充実を図ります。 ● 公民館等を拠点として、障がい児（者）を有する家庭の情報共有、障がい児（者）理解の啓発活動が行えるように障がい児（者）家庭教育学級の運営等の支援を行います。	
③	外国人児童生徒等への支援の充実
● 加古川市「外国人児童生徒にかかわる教育指針」に基づき、各校における外国人児童生徒の指導を推進するため、関係機関と連携し、子ども多文化共生サポーター*や外国人児童生徒等サポート員の派遣の充実や人材の確保、指導方法の研究及び改善に向けた教職員研修の実施など、多様な文化的背景を持つ人々と共生するための取組の推進を図ります。	

基本方針 8

全てのこどもが安心できる居場所づくり

こどもが安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる居場所づくりを目指し、こども主体の絆づくりの場や機会の提供、専門機関や関係機関との連携等、いじめをはじめとする問題行動や不登校に対する取組を進めるとともに、放課後等の居場所の充実を図ります。

■ 現状と課題

● 現 状

いじめをはじめとする問題行動や不登校においては、学校生活に関するアンケート（アセス）*や心の相談アンケート*、全児童生徒への教育相談を通じて問題行動等の未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいます。また、児童会・生徒会・学園会が中心となり、児童生徒の主体的な取組が各学校で行われ、いじめ防止や不登校の解決策を話し合う機会を持つことができています。

生徒指導担当者会を定期的に行い、関係機関と情報共有及び連携を図り、生徒指導体制を充実させるとともに、心理相談員や学校支援ソーシャルワーカーを増員し、相談体制の充実を図っています。

さらに、従来のわかば教室に加え、公民館と少年自然の家に「子どもの交流すぺーす『わかば』（サテライト教室）」を設置し、多くの不登校児童生徒への支援を行っています。

また、児童クラブ*や児童館等においては、放課後等の児童の健全育成と安心して過ごすことができる居場所づくりを進めています。

● 課 題

いじめをはじめとする問題行動や不登校においては、生徒指導提要に基づき、全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導を行う等、より一層の未然防止への取組が必要です。

また、近年、児童生徒の問題行動が複雑多様化し、また SNS*の進展による問題も発生していることから、各関係機関との協同した支援体制の構築が必要です。

さらに、関係機関等との連携に基づく、ICT*を活用した相談体制や情報共有や不登校支援のあり方について、検討を進め多様な学びの場*を充実させることが必要です。

このように、学校が抱える課題は多様化しており、いじめや不登校のみならずより多様な課題について、児童生徒主体で課題解決に向け取組を進める必要があります。

■ 主な指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
①学校生活に関するアンケート(アセス)*において、いじめが疑われる児童生徒の割合	2.3%	1%
②教育相談センターの心理相談の終了割合	67%	80%
③不登校児童生徒のうち、学校外の施設等で支援を受けている割合	16%	25%
④「自分には良いところがある」と感じている児童生徒の割合	85.1%(R6)	87%
⑤民間委託エリアにおける利用者アンケートによる満足度(「こどもが安心して過ごせる児童クラブ*である」と感じている保護者の割合)	-	90%

■ 具体的な取組

①	いじめをはじめとする問題行動や不登校の未然防止・早期発見・早期対応
● 加古川市いじめ防止基本方針及び加古川市いじめ防止対策計画に基づき、いじめの未然防止、見逃しゼロを目指して、学校生活に関するアンケート(アセス)*、心の相談アンケート*及び教育相談を通じて、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関との適切な連携を行い、いじめの再発防止に向けて継続的な見守りを行います。 ● 問題行動及び不登校への対応について、生徒指導提要に基づいた「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組みます。 ● 教育委員会が実施する加古川市いじめ防止対策計画及び各学校が実施するいじめ防止対策プログラムの取組状況について、毎年度末に検証を行います。	

②	こどもの心に寄り添う相談・支援体制の充実
● 教育相談センターや少年愛護センターにおける教育相談の充実を図り、児童生徒やその家庭の困り事や悩み事に寄り添った支援を推進します。 ● スクールサポートチーム*を活用して、少年非行、いじめ等の学校が抱える生徒指導上の諸問題の早期解決に向け、構成員の専門性を生かした助言等を行います。 ● スクールカウンセラー*や、スクールソーシャルワーカー*の配置方法を工夫し、多角的な視点での支援を目指します。また、ICT*を活用した相談体制づくりを目指します。 ● 相談行動促進教育（SOS の出し方に関する教育）を推進するために、教職員を対象に研修を行い、教職員が児童生徒の SOS を多面的に把握できるよう取り組みます。 ● 緊急対応が必要な場合に教育相談センターの学校支援カウンセラー及び学校支援ソーシャルワーカーを派遣するなど、児童生徒やその保護者の心のケア等に対応する体制の充実に努めます。	

③	不登校児童生徒への支援の充実と多様な教育機会の確保
● わかば教室（教育支援センター）の運営やアタック・ゴー（小集団体験活動）及びピア・スペース（体験活動）の実施を通して、社会的自立を促すための支援を実施します。また、わかば教室におけるICT*を活用した学びの場の提供を目指します。 ● 小学校及び義務教育学校*へのメンタルサポーター*の配置拡充や各学校における校内サポートルームの環境整備を図ります。 ● 公的機関及びフリースクール*等の民間事業者との連携を図ります。 ● 学びのリスタートができるよう、多様な学びの機会や安心して学べる環境づくりを進めます。	

④	「生命」や「心」を大切にする「心の絆」を育む教育の推進
● こどもの居場所づくり、絆づくりを進める児童会・生徒会・学園会を主体とした「心の絆プロジェクト*」の活動の一層の充実を図り、誰もが行きたくなる学校・学級づくりをめざす取組を推進します。 ● 阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、災害に対する正しい知識と態度を身に付けるとともに、自らの生命を守るため主体的に行動する力を育成します。	

⑤

放課後等の居場所づくり

- 児童クラブ*において、児童クラブ*支援員・補助員の安定的な人材確保や資質向上を図るとともに、均一かつ良質なサービスの提供等をより充実させることなどを目的に、児童クラブ*への民間活力などの活用を進め、保育サービスのさらなる向上につなげます。
- こども食堂の普及により、様々な不安を抱えるこどもたちが安心して過ごせる居場所を確保し、未来に希望をもてるよう支援するとともに貧困を未然に防ぎ、地域住民の交流拠点として地域の活性化を行います。
- 志方児童館において、こどもの置かれている環境や状況にかかわらず、自由に来館して安心して過ごすことができる居場所を提供します。

基本方針 9

学校園・家庭・地域が協働する地域とともにある学びの充実

学校運営協議会*での協議や学校園支援ボランティア*等による様々な支援を通して、学校園・家庭・地域の連携・協働をさらに進めるとともに、体験・交流の場や学校部活動に変わる新たな地域クラブ活動等において持続可能な形を構築することで、こどもたちの学びと育ちの充実を図ります。

■ 現状と課題

● 現 状

学校運営協議会*を設置したコミュニティ・スクール*の取組を充実させ、地域とともにある学校園づくりを推進しています。

地域コーディネーター*、学校園支援ボランティア*との連携・協働により、多くの学校で教育活動が充実しています。

青少年健全育成に関わる地域の支援者が減少しつつあります。

● 課 題

学校運営協議会*において、児童生徒が参画し、学校行事や様々な活動を児童生徒が主体となって考え、発信する機会の設定を行うなど、協議会の活性化や児童生徒と地域とのさらなる協働を図る必要があります。

また、地域や学校園の実情に合わせて地域コーディネーター*や学校園支援ボランティア*等の人材確保が必要であるとともに、地域に根付いた持続可能な支援体制を推進する必要があります。

■ 主な指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
①家庭や地域と協働した取組により、教育活動が充実した学校の割合	95%	100%
②学校園支援ボランティア*の活動延べ人数	72,412人	80,000人
③青少年体験・交流活動に参加した児童の割合	17.4%	18.5%
④地域クラブ活動(試行プラン含む)への生徒の参加率	2%	65%

■ 具体的な取組

①	学校運営協議会*のさらなる充実
● 保護者や地域住民等が参画する学校運営協議会*での熟議*等により、地域とともにある学びを推進し、コミュニティ・スクール*のさらなる充実を図ります。 ● 学校運営協議会*において、児童生徒の参画を進め、児童生徒の意見をより反映した学校運営を進めます。	
②	学校園支援ボランティア*・青少年関係団体*等との連携・協働の充実
● 学校園支援ボランティア*や地域コーディネーター*による地域学校協働活動*の充実を図り、こどもの学びや教育環境の充実を図ります。 ● 地域学校協働活動*と学校運営協議会*の一体的な充実により、地域と学校の連携・協働体制を強化し、地域の特色を生かした学校づくりを進めます。 ● 地域総がかりの教育の実現に向け、青少年関係団体*等と連携し、こどもの健全育成を目指します。 ● 青少年関係団体*・機関と連携を推進するとともに、新たな時代へ向け、その対応における共通認識を深めるため、研修などの充実を図ります。 ● こどもたちの実情に応じて、地域に根付いた少年補導委員活動を実施するとともに、持続可能な活動を推進します。	
③	体験・交流活動等の場づくり
● 青少年の体験・交流活動の充実を図ります。 ● 放課後子ども教室*について、地域住民の参画のもと、学習活動及び多様な体験・交流活動等の場の提供に向け、計画的に実施します。 ● 志方児童館において、放課後の遊びを通じた体験・交流の場を提供します。	
④	学校部活動から地域クラブ活動等への移行・展開
● 将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向けて、関係者による協議を行います。 ● 部活動地域移行に関する関係者への周知・理解促進を図ります。 ● 地域クラブ活動等の実施に向け、活動団体や学校施設について調整を進めます。	

基本方針 10

連続した学びを支える学校園連携ユニット*の充実

ユニットの枠に捉われない校種間の連携や、義務教育学校*の導入も含めた小中一貫教育*の検討、高校・大学・企業等との連携を進めることで、こどもの連続した学びと育ちの一層の充実を図ります。

■ 現状と課題

● 現 状

学校園が連携し、こどもの連続した学びと育ちを支援することで、ユニットごとに特色を生かした取組が進められています。併せて、PDCA サイクルを用いて、小1プロブレム*や中1ギャップ*の緩和に向けた取組が進められています。

また、小中一貫教育*については、各学校運営協議会*において熟議*が進んでいます。

市内の高等学校や大学と近接したエリアにおいては、こどもたちの学びを深める様々な取組を行うことができています。

さらに、トライやる・ウィークや小学校でのキャリア教育においては、企業や事業所等との連携が進んでいます。

● 課 題

学校園連携ユニット*でめざすこども像の共有や目的を明確にした活動を実施するとともに、持続可能な取組となるよう活動内容の見直しを図ることや小1プロブレム*や中1ギャップ*緩和に向けた円滑な接続に向けた取組を進める必要があります。

9年間の連続した学びを実現する小中一貫教育*の導入については、学校運営協議会*と連携し、地域の実情に応じた取組を進める必要があります。

また、高等学校や大学、企業等との連携により、こどもの専門性をさらに高めていく必要があります。

■ 主な指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
①校種を越えた指導内容のつながりについて教職員の理解が深まったと感じた学校の割合	85%	90%
②小中一貫教育*について熟議*した学校運営協議会*のあるユニット数	4ユニット	6ユニット
③高等学校、大学等と連携した取組を行ったユニット数	6ユニット(R6)	8ユニット

■ 具体的な取組

①	校種を超えて連携する取組の充実
● 「学校園連携ユニット*」の取組をさらに進め、こどもの連続した学びの一層の充実を図ります。 ● 地域の保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・義務教育学校*・養護学校が相互に連携しながら、こどもの連続した学びと育ちを支援する取組を推進します。 ● 「学校園連携ユニット*」を活用した取組を充実させ、小1プロブレム*、中1ギャップ*の緩和に向けた円滑な接続を進めます。	
②	地域の実情に合わせた小中一貫教育*の導入の検討
● 9年間の連続した学びを実現する、一貫校を含めた小中一貫教育*の導入について、学校運営協議会*と連携し、地域の実情に応じた取組を進めます。 ● 義務教育における教育課程の系統性を確保し、教員が校種を超えて互いの教育課程について理解を深め、各学校における児童生徒の発達段階を踏まえた独自性を尊重した取組を進めます。	
③	高等学校・大学・企業等との連携
● 高等学校や大学等との連携を通して、校種間の円滑な連携を進め、こどもの学びや専門性を高めます。 ● 企業や事業所等との連携により、継続的かつ体系的なキャリア教育*の充実を図り、こどもの学びや専門性を高めます。	

基本方針Ⅱ

家庭教育支援の充実

すべての教育の出発点である家庭において、保護者が自信をもち、安心して子育てをすることができるよう、家庭教育の重要性の啓発や子育ての悩み・不安の解消、家庭教育に対する支援に社会全体で取り組み、こどもたちの豊かな成長を支えます。

■ 現状と課題

● 現 状

家庭の教育力向上に向けた学びの場として、家庭教育講演会の開催、希望 PTA に対する家庭教育講座の開催支援を行っています。地域の教育力向上のため、各町内会の社会教育・福祉教育推進員に地域のリーダーとして研修を実施しています。

家庭教育の基本的な内容については、小学校及び義務教育学校*1 年生の保護者へのパンフレット配付や広く SNS*を通じた情報発信を行うほか、保護者全体に対しては全国学力・学習状況調査*に関するリーフレット等により啓発を実施しています。また、子育てサークルが減少傾向にあります。

要支援家庭への支援については、医療・福祉機関、児童相談所、警察等関係機関と連携するとともに、要保護児童対策地域協議会*を中心に要支援家庭への適切な支援を図っています。

就学前保育施設においては、保護者を含めた交流の機会を設けることで、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言の拡充を図っています。

● 課 題

家庭教育講座については、多様な生活スタイルの保護者に対応した学習機会を創出する必要があります。社会教育・福祉教育推進員については、高齢化による成り手不足が課題です。

また、全国学力・学習状況調査*によると、家庭での学習時間の減少や読書離れが加速していることが分かります。朝食を取らないこどもも増えており、学力との相関も見られます。

保護者として成長するための学びの場として、子育てサークルの活動内容の周知をすることで誰でも気軽に参加できる環境づくりが必要です。

要支援家庭の状況は複雑・多様化し課題を抱える家庭は増加傾向にあり、関係機関との連携による包括的な支援体制の整備・構築が必要です。

保護者同士の交流の場については、0 から 2 歳児を持つ保護者のうち自宅で保育をする世帯が減少していることもあり、参加者数が伸びないことが課題となっています。

■ 主な指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
①家庭教育に関する講演会・講座の受講者数	会場来場 790 人 動画視聴 -	会場来場 700 人 動画視聴 1,300 人
②SNS*を通じた情報発信の回数	-	36回
③スクールソーシャルワーカー*活用事業の評価 (5件法)	4.1	4.5

■ 具体的な取組

①	家庭や地域の教育力向上をめざした取組の推進
● 家庭教育講演会の開催、PTA 等が実施する家庭教育講座の開催支援を行います。 ● 各町内会に社会教育推進員を配置し、地域の教育力の向上、地域の絆づくりの推進を図ります。 ● 公共図書館から司書等が 4 か月児健診の会場に出向き、保護者に乳幼児向けおすすめ絵本リスト「はじめまして絵本」を配付し、保護者からの読書相談に応じたり家庭内での読み聞かせの効用を説明したりすることで、乳幼時期からの早期読書習慣の形成を支援します。 ● 公共図書館において、読書や児童書などをテーマにした講演会や保護者とこどもが参加できる各種行事を実施します。また、家族で読書を楽しむ「家読(うちどく)*」(家族ふれあい読書)を推進し、家庭内での読書習慣の向上を図ります。	
②	保護者として成長する学びの推進
● こどもの発達・成長段階に応じた学習、生活習慣の定着や家庭教育、子育ての情報等の家庭学習の大切さについて SNS*等を活用し広く周知します。 ● 子育てプラザにおいて、各種子育て講座、子育て相談を実施し、子育てに関する情報提供や不安の解消を図ります。また、子育てサークルの結成及び活動を推奨して親同士の交流を図り、子育てに関する情報交換や仲間づくりの場を提供します。 ● 0歳から5歳のこどもを持つ保護者の教育力向上を図るため、ふれあい保育を実施します。 ● 全ての就学前教育・保育施設で、子育てについての相談や助言体制の充実を図ります。 ● 就学前教育の理解を図るため「全国国公立幼稚園・こども園ウィーク*in 加古川」を実施します。	

③

要支援家庭への支援体制の充実

- スクールソーシャルワーカー*を中心として、学校、家庭・地域及び福祉関係機関と協同しながら子どもやその家庭への組織的な支援を行います。
- 児童虐待を未然に防止するため、児童虐待防止に関する知識の普及や、地域住民の役割についての意識啓発を図ります。
- 児童虐待を早期発見し、こどもの迅速かつ適切な保護を行うため、要保護児童対策地域協議会*を活用し、各関係機関との連携を深め、切れ目のない支援が行えるよう体制の強化を行います。
- 家庭児童相談員*、心理担当家庭相談員を配置し、相談業務等を含め、要保護児童*を抱える家庭への支援を行います。
- 教育相談センターの学校支援ソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカー*の密な連携により、要支援家庭への早期対応を推進します。

基本方針 12

教育を支える仕組みの確立

学校現場の課題に効果的に対応できるよう、教育委員会機能のさらなる活性化を図るとともに、学校管理職のリーダーシップのもと、学校に関わる様々な人材が協働して教育的かつ機動的に対応する体制を整え、教職員の働き方改革についても合わせて進めることで、教育を支える仕組みの確立をめざします。

■ 現状と課題

● 現 状

教育委員による研修会への参加、総合教育会議*での協議及び機構改革による組織の適正化により、効率化並びに機能の充実を図っています。

教職員の勤務時間については、令和 5 年度において月の超過勤務 45 時間以内の教職員が全体の 69%となり、令和 4 年度の 67%より増加しています。

教職員だけでなく、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*等、多様な専門性を持つ支援スタッフが連携・分担して役割を果たしています。すべての教職員が学校運営の成果や課題の共通理解を進め、評価結果を公表するとともに学校目標に反映しています。

また、主幹教諭*を計画的に配置し、学校マネジメント機能の強化を進めています。

● 課 題

教育委員会においては、デジタル技術等を活用して様々な意見の集約などを効率的に実施し、意思決定機関としての十分な協議が行われるようさらなる活性化を進める必要があります。

教職員の勤務時間については、月の超過勤務 80 時間以上の教職員が全体の 8%となっており、働き方改革を推進する必要があります。

勤務の適正化や時短勤務、障がいのある教職員が働きやすい職場環境づくりを推進とともに、管理職を補佐する人材を育成し、より学校マネジメント機能の充実を図る必要があります。

■ 主な指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
①研修や視察などの実施回数	23回	30回
②スクール・サポート・スタッフ*が有効に活用できた学校の割合	-	100%
③教職員の超過勤務時間(45 時間以内)	69%	75%

■ 具体的な取組

①	教育委員会の機能の充実
● 教育委員の研修等への積極的な参加を通じ、教育行政に関する知識や理解を深め、学校園訪問による現地視察等を通じ、加古川市の教育現場に係る認識を深めます。 ● 学校運営協議会*等の地域住民の意思や意見を集約する機会・体制の拡充により、教育委員会における議論のさらなる活性化を図ります。 ● 総合教育会議*等の機会を用いて、市長と教育委員会が本市の教育課題やめざすべき姿を共有し、相互に連携を深めることでより効果的な教育行政の発展を図ります。 ● 教育委員会の自己点検評価の質的向上、教育委員会事務局組織の柔軟な改編や人材育成による効率的で効果的な組織体制の構築等に不断に取り組み、教育委員会機能のさらなる充実を図ります。	
②	チーム学校*としての学校マネジメント機能の強化
● 学校長のリーダーシップのもと、円滑な学校運営ができるようミドルリーダーの育成を図ります。 ● 学校をささえる様々な人材を活用し、教員が児童生徒の指導に専念できるよう、学校運営を図ります。 ● 教職員のみならず、家庭や地域等の関係者からの学校園評価を受け、学校運営の改善に繋げるとともに、結果を広く公開し、こどもにとってよりよい学校づくりを目指します。	
③	教職員の働き方改革の推進
● 「加古川市立学校教職員の業務の量の適正な管理に関する規則」に基づいて、教職員が所定の勤務時間及び勤務時間外の時間において行う業務の量を適切に管理します。 ● すべての教職員が心身ともに健康で働けるよう、メンタルヘルス*の保持増進を図ります。 ● 統合型校務支援システム*や全中学校、義務教育学校*（後期課程）に導入した採点支援システム*の活用により、校務処理の効率化と業務負担の軽減を図ります。 ● Google Workspace for Education のアプリケーションや生成AI等を活用し、教職員の業務の効率化、ペーパーレス化を図ります。	

基本方針 13

教職員の資質向上

教育を取り巻く様々な課題に適切に対応できるよう、教職員一人一人の専門性や資質・指導力の向上を目指し、経験年数や職責に応じた資質・能力向上に向けた取組を推進します。

■ 現状と課題

● 現 状

令和5年度には、教職員に対する研修として指定・基本研修講座等を年 49 回開催し、延べ 1,930 名が受講しています。

また、「指導と評価の一体化」の充実を図ることを目的に、学習評価に係る研修会を実施しています。各校においては、評価方法を工夫し、適切な場面で児童生徒の学習状況を把握して指導の改善に生かしています。

さらに、大学等との連携として、大学関係者と実践共同研究や研修を行い、教職員の指導力の向上に努めています。

各校においては、非違行為の防止とハラスメントのない明るい職場づくりに関する職場研修を実施しています。

就学前教育においては、令和5年度に完成した「幼小接続カリキュラム*」を令和6年度4月に市内の就学前教育・保育施設と小学校及び義務教育学校に配布し、就学前の教育について共通理解を図っています。

● 課 題

「個別最適な学び*」と「協働的な学び*」の一体的な充実、探究的な学びの実現に向け、教職員の実践的指導力や ICT*活用指導力など、資質・指導力の向上を図る研修を実施する必要があります。

「指導と評価の一体化」の充実に向け、学習評価の方針について児童生徒や保護者に説明するなど、学校全体で組織的かつ計画的な取組を行う必要があります。

大学等との共同研究・研修では、教職員が専門的な知識や技能をより高めていく必要があります。

また、教職員の非違行為やハラスメント事案が起こっている現状を踏まえると、自分事として考える研修のあり方と自覚を促す取組を推進する必要があります。

就学前教育においては、就学前教育・保育施設の公立・法人園の合同研修を開催できるようになりましたが、今後小学校及び義務教育学校の教員が参加しやすいよう創意工夫が求められています。市内公立園と小学校及び義務教育学校の相互参観の取組も積極的に行う必要があります。

■ 主な指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
①教職員研修参加者アンケートによる研修満足度	97%	98%
②学習指導や学習評価に関する研修(回数)	2回(R6)	3回
③授業実践力向上研修講座の参加者アンケートによる研修満足度	96%	98%
④体罰・不適切な指導の防止研修回数	12回	39回

■ 具体的な取組

①	新たな教育課題や教職員のニーズに応じた研修の充実 ● 様々な教育課題に適切に対応できるよう、教職員一人一人の専門性や資質・指導力の向上等を目指し、教職員のニーズやキャリアステージに応じた教職員研修を実施します。 ● 教職員の実践的指導力や ICT*活用指導力の育成を図り、「個別最適な学び*」と「協働的な学び*」の一体的な充実に向け、実践的な研修や最新の教育情報を取り入れた研修を実施します。 ● 臨時的任用教職員の教育力と指導力の向上に向けた研修の充実を図ります。
②	「指導と評価の一体化」のための学習評価の充実 ● 指導方法や計画の改善を図る「指導と評価の一体化」の実現をめざすため、学習評価の信頼性を高める研修の充実を図ります。
③	大学等と連携した研修体制の構築 ● 大学関係者との実践共同研究や研修を行い、教職員の専門的な知識・技能を高めるとともに、指導力の向上に努めます。
④	非違行為・ハラスメントの防止 ● 学校全体の信用・信頼を大きく損なうことがないように、体罰・不適切な指導等の非違行為の根絶に向けた研修の充実を図ります。 ● ハラスメント、教職員の悩みごとについて、相談窓口の充実努めるとともに、明るい職場づくりに関する研修を実施し、風通しのよい明るい職場づくりを推進します。

基本方針 14

安全・安心で魅力的な教育環境の整備

こどもが安全・安心な学校園生活を送れるよう、適切な管理による学校施設の長寿命化や安全対策の推進等、教育環境の質的向上を目指した取組を進めるとともに、地域のニーズに合わせて学校規模適正化に向けた検討を行います。

■ 現状と課題

● 現 状

多くの学校施設が建設から40年以上経過し、老朽化が進んでいます。

児童生徒数の減少が著しい各地域で、地元関係者や保護者等を対象に、現状理解と検討のきっかけ作りとしての説明会等を開催・実施し、こどもたちにとってよりよい教育環境のあり方や学校規模の適正化に向けた合意形成への取組を進めています。

また、学校園支援ボランティア*やこどもを守る110番*の家の加入を促進し、地域ぐるみでこどもを守り育てるという意識の高揚を推進しています。

さらに、感染症等に対する正しい理解を育む教育と、危機管理マニュアルに基づいた取組の充実を図るとともに、熱中症対策として新たにガイドラインを策定し、こどもの安全確保に努めています。

● 課 題

学校施設に関しては、計画的に施設更新を図っていく必要があります。

各小中学校区や年齢層によって、学校規模の適正化に係る考え方や当事者意識が異なるため、両荘地区での取組も参考にしながら、各地域の実情やニーズを踏まえた長期的な視点での効果的な学校規模の適正化を図る必要があります。

また、地域住民の高年齢化や民間事業所の減少に伴い、今後こどもを守る110番の家*が減少していくことが予想されるため、新たな担い手の発掘が必要です。

今後、安全対策上で想定を超えた状況が発生する可能性に備え、様々な関係機関と連携し、素早く対応できるよう日常的な訓練や連携を図る必要があります。

■ 主な指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
①小中学校における特別教室の空調設置率	71.7%	100%
②志方地区の教育環境のあり方に関する基本方針の決定	-	基本方針の決定
③通学路における登下校中の交通事故等発生件数	5件	0件

■ 具体的な取組

①	学校施設老朽化対策による安全な環境の整備
● 児童・生徒の快適な教育環境を整備するため、日常的に使用している理科室等の特別教室における空調設備の設置を進めます。 ● 学校園施設長寿命化計画*に基づき、学校園施設の老朽化対策を行います。	
②	地域のニーズに合わせた学校規模適正化の検討
● 児童生徒数の減少が著しく、学校の小規模化が進む志方地区においては、学校運営協議会*を中心に、地域・保護者・学校・教育委員会が連携しながら、地域ニーズを踏まえたよりよい教育環境の確保に向けての具体的な検討を進めます。 ● その他の地区においても、児童生徒数及び学校規模の地域の偏在が大きくなる中、「加古川市立小学校・中学校の学校規模適正化及び適正配置に関する基本方針*」に基づき、こどもたちにとってよりよい教育環境を確保するための取組を進めます。	
③	学校園における安全対策の推進
● 通学路の危険箇所について、道路管理者等関係機関と連携し、安全対策を推進するとともに、登下校時の安全確保に努めます。 ● 加古川市通学路交通安全プログラム*に基づき、交通安全指導員を配置する危険箇所の定期評価を実施し、配置箇所の最適化を行います。 ● 「不審者情報マップ*」や「子ども安全ネットかこがわ*」をより効果的に活用するため、各サービスについて周知を図ります。 ● 阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、災害に対する正しい知識と態度を身に付けるとともに自らの生命を守るため主体的に行動する力を育成します。 ● 感染症や熱中症などへの危機管理について、マニュアル等の見直しを行うとともに、校内研修等を通じて全教職員の共通理解を図ることを通して、安全・安心な学校づくりに向けた取組の充実を図ります。 ● 学校内での事故につながる恐れのある危険箇所について把握するとともに、必要な対策を取り、事故の未然防止に努めます。 ● こどもを守る 110 番*の家の加入を促進し、地域ぐるみでこどもを守り育てるという意識の高揚に努めます。	